

掛川市規則第34号

掛川市契約規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年12月24日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市契約規則の一部を改正する規則

掛川市契約規則（平成17年掛川市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子入札システム 市の使用に係る電子計算機と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を利用して入札に関する事務を処理するシステムをいう。

(2) 電子入札 電子入札システムを使用して行う入札をいう。

(3) 公有財産等売却システム インターネット公有財産売却システムの利用について市と契約を締結した事業者（以下「公有財産等売却システム事業者」という。）の使用に係る電子計算機と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を利用して公有財産及び物品の売払いに関する事務を処理するシステムをいう。

(4) 公有財産等電子入札 公有財産等売却システムを使用して行う入札をいう。

第4条中「入札期日」の次に「（電子入札又は公有財産等電子入札による場合にあっては、入札期間の末日）の前日」を加える。

第5条第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 入札の執行の場所及び日時（電子入札又は公有財産等電子入札による場合にあっては、入札期間並びに開札の場所及び日時）

(4) 入札の無効に関する事項

第5条第7号を削り、同条第8号中「電子入札を行う」を「電子入札又は公有財産等電子入札による」に改め、同号を同条第7号とし、同条第9号を同条第8号とする。

第7条に次の3項を加える。

2 市長は、必要があると認めるときは、入札の執行前に予定価格を公表することができる。

3 前項の規定により入札の執行前に予定価格を公表する場合は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する書面を封印することを要しないものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、公有財産等電子入札による場合にあっては、同項に規定する書面の作成に代えて、入札の執行前に、公有財産等売却システムに予定価格に係る必要事項を登録することにより行うものとする。

第10条第1項を次のように改める。

一般競争入札に参加しようとする者は、入札書に必要な事項を記載し、これを所定の場所及び

日時に市長に提出しなければならない。

第10条の2を次のように改める。

(電子入札等による入札の特例)

第10条の2 前条第1項の規定にかかわらず、電子入札による場合は、入札書の作成に代えて、入札に必要な事項を電子入札システムに入力し、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項の電子署名をいう。）を行い、当該電子署名に係る電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号の電子証明書をいう。）と併せて所定の期間に市長に送信しなければならない。

2 前条第1項の規定にかかわらず、公有財産等電子入札による場合は、入札書の作成に代えて、入札に必要な事項を公有財産等売却システムに入力し、所定の期間に公有財産等売却システム事業者に送信しなければならない。

3 前2項の規定により行われた入札は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める電子計算機に備えられたファイルに前2項の規定により送信された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）が記録された時に前条第1項の規定による入札書の提出があったものとみなす。

(1) 電子入札 市の使用に係る電子計算機

(2) 公有財産等電子入札 公有財産等売却システム事業者の使用に係る電子計算機

第11条第1項中「100分の5以上」を「100分の5（公有財産等電子入札による場合にあっては、予定価格の100分の10）以上」に改める。

第12条第1項に次の1号を加える。

(5) 公有財産等電子入札による場合にあっては、公有財産等売却システム事業者の保証

第12条第2項中「8割に相当する額」の次に「、同項第5号に掲げるものにあっては公有財産等売却システム事業者の保証する額」を加える。

第14条を次のように改める。

(入札の無効)

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札

(3) 入札の記載事項（電子入札又は公有財産等電子入札による場合にあっては、第10条の2第

1項又は第2項の規定により入札した事項)が確認できない入札

(4) 談合その他不正の行為があったと認められる入札

(5) 同一事項の入札に対して2以上の意思表示をした入札

(6) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした入札

(7) 記名及び押印のない入札(電子入札による場合にあっては第10条の2第1項の規定による電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書の送信のないもの、公有財産等電子入札による場合にあっては同条第2項の規定による氏名又は名称の送信のないもの)

(8) 前各号に定めるもののほか、市長があらかじめ指示した事項に違反した入札

第26条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削り、同条第2項中「議決条例」を「掛川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年掛川市条例第43号)」に改める。

#### 附 則

1 この規則は、令和7年12月24日から施行する。

2 改正後の掛川市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。